

報告第11号
令和7年3月19日

代理行為の承認について

付議事件に関する意見聴取について、教育長に対する事務委任規則（昭和31年教委規則第4号）第3条第1項の規定により次のとおり代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

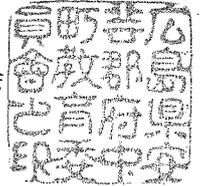
府中町教育委員会教育長

（ 別 紙 ）

府教委総発第 4526 号
令和 7 年 2 月 28 日

府中町長 寺尾 光司 様
(総務課行政係)

府中町教育委員会



付議事件に関する意見聴取について (回答)

令和 7 年第 1 回府中町議会定例会に提出することについては、同意します。

付議事件

- 1) 第 1 号議案 (令和 6 年度府中町一般会計補正予算 (第 8 号))
- 2) 第 3 号議案 (令和 7 年度府中町一般会計予算)
- 3) 第 9 号議案 (府中町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について)
- 4) 第 10 号議案 (府中町職員の給与に関する条例の一部改正について)
- 5) 第 11 号議案 (刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について)

府総発第5626号

令和7年2月27日

府中町教育委員会

府中町長 寺尾 光
(総務課行政係)



付議事件に関する意見聴取について (協議)

令和7年第1回府中町議会定例会に提出することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

付議事件

- 1) 第1号議案 (令和6年度府中町一般会計補正予算 (第8号))
- 2) 第3号議案 (令和7年度府中町一般会計予算)
- 3) 第9号議案 (府中町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について)
- 4) 第10号議案 (府中町職員の給与に関する条例の一部改正について)
- 5) 第11号議案 (刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について)



令和 6 年度府中町一般会計補正予算（第 8 号）

令和 6 年度府中町の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1, 4 4 9, 5 3 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 3, 4 0 2, 7 1 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

府 中 町 長 寺 尾 光 司

第 1 表
1 歳入

歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町 税		8,292,128	840,000	9,132,128
	1 町民税	4,200,921	840,000	5,040,921
14 国庫支出金		4,609,799	82,048	4,691,847
	1 国庫負担金	3,395,823	65,316	3,461,139
	2 国庫補助金	1,202,217	16,732	1,218,949
15 県支出金		1,765,639	28,326	1,793,965
	1 県負担金	1,299,926	24,476	1,324,402
	2 県補助金	353,273	3,850	357,123
18 繰入金		363,440	485,563	849,003
	1 基金繰入金	363,440	485,563	849,003
21 町 債		1,597,474	13,600	1,611,074
	1 町 債	1,597,474	13,600	1,611,074
歳 入 合 計		21,953,175	1,449,537	23,402,712

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,905,191	1,284,907	4,190,098
	1 総務管理費	2,450,283	1,284,907	3,735,190
3 民生費		9,042,762	127,534	9,170,296
	1 社会福祉費	5,160,287	68,942	5,229,229
	2 児童福祉費	3,882,375	58,592	3,940,967
4 衛生費		1,766,606	2,308	1,768,914
	1 保健衛生費	802,977	2,308	805,285
8 土木費		1,976,927	34,788	2,011,715
	2 道路橋りょう費	178,888	31,000	209,888
	3 都市計画費	1,537,914	3,788	1,541,702
歳 出	合 計	21,953,175	1,449,537	23,402,712

第 2 表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
			千円
3 民生費	1 社会福祉費	介護施設整備助成事業	44,826
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業	31,000
		橋りょう長寿命化事業	2,000
	3 都市計画費	広島市東部地区連続立体交差事業	235,441
		都市公園等長寿命化事業	11,500
10 教育費	5 社会教育費	下岡田官衙遺跡保存・整備事業	28,465

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
振り仮名法制化対応業務委託料	令和 6 年 度 5 令和 7 年 度	千円 2,299

第 4 表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
道路新設改良事業債（都市整備課）	千円 15,700	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後に おいては、当該見直し後の 利率)	借入先の融資条件によ る。ただし、町財政の 都合により、据置期間 及び償還年限を短縮し、 もしくは繰上償還又は、 低利債に借換えするこ とができる。	千円 29,200	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後に おいては、当該見直し後の 利率)	借入先の融資条件によ る。ただし、町財政の 都合により、据置期間 及び償還年限を短縮し、 もしくは繰上償還又は、 低利債に借換えするこ とができる。
都市公園等長寿命化改修事業債	5,300				5,400			

2 歳 入

(1 款) 町 税

(1 項) 町 民 税

(単位：千円)

1	1	町 税	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
		町 税	8,292,128	840,000	9,132,128			
	1	町 民 税	4,200,921	840,000	5,040,921			
	2	法 人	977,470	840,000	1,817,470	1 現年課税分	840,000	1 現年課税分
14		国庫支出金	4,609,799	82,048	4,691,847			
	1	国庫負担金	3,395,823	65,316	3,461,139			
	1	民生費国庫負担金	3,393,823	64,163	3,457,986	1 社会福祉費負担金	31,955	1 障害児施設給付費等負担金 負担率 1 / 2
						2 児童福祉費負担金	32,208	1 保育所運営費負担金 31,248 負担率 1 / 2・59.08 / 100 2 子ども・子育て支援交付金 960 負担率 1 / 3
	2	衛生費国庫負担金	2,000	1,153	3,153	1 保健衛生費負担金	1,153	1 母子保健衛生費負担金 負担率 1 / 2
	2	国庫補助金	1,202,217	16,732	1,218,949			
	2	民生費国庫補助金	74,933	232	75,165	2 児童福祉費補助金	232	1 保育所等性被害防止対策設備等支援事業費補助金 補助率 2 / 3
	5	土木費国庫補助金	68,521	16,500	85,021	1 道路橋りょう費補助金	16,500	1 道路新設改良費補助金 補助率 5.5 / 10
15		県支出金	1,765,639	28,326	1,793,965			
	1	県負担金	1,299,926	24,476	1,324,402			
	3	民生費県負担金	1,245,447	23,900	1,269,347	1 社会福祉費負担金	15,977	1 障害児施設給付費等負担金 負担率 1 / 4

(15 款) 県支出金
(1 項) 県負担金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区 分	金 額		
						2 児童福祉費 負担金	7,923	1 保育所運営費負担金 負担率 20.46/100・1/4	6,963
		4 衛生費県負担金	1,000	576	1,576	1 保健衛生費 負担金	576	1 母子保健衛生費負担金 負担率 1/4	960
	2	県補助金	353,273	3,850	357,123				
		2 民生費県補助金	268,416	3,850	272,266	1 社会福祉費 補助金	3,850	1 地域医療介護総合確保事業補助金 補助率 10/10	
18		繰入金	363,440	485,563	849,003				
	1	基金繰入金	363,440	485,563	849,003				
		3 財政調整積立基金繰入金	337,127	485,563	822,690	1 財政調整積 立基金繰入 金	485,563	1 財政調整積立基金からの繰入金	
21		町 債	1,597,474	13,600	1,611,074				
	1	町 債	1,597,474	13,600	1,611,074				
		4 土木債	655,300	13,600	668,900	2 道路橋りよ う事業債 3 都市計画事 業債	13,500 100	1 道路新設改良事業債（都市整備課） 1 都市公園等長寿命化改修事業債	

3 歳 出

(2 款) 総 務 費

(1 項) 総 務 管 理 費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2										
1	総 務 費	2,905,191	1,284,907	4,190,098				1,284,907		
	1	総 務 管 理 費	2,450,283	1,284,907	3,735,190				1,284,907	
	4	財 政 管 理 費	401,762	1,281,611	1,683,373				1,281,611	
								24 積 立 金	1,281,611	○財政調整積立基金積立金事業 840,000 財政調整積立基金積立金 (840,000) ○減債基金積立金事業 441,611 減債基金積立金 (441,611)
	8	生活安全対 策費	46,513	1,512	48,025				1,512	
								10 需 用 費	1,512	○防犯施設維持管理事業 1,512 光熱水費 (1,512)
	10	諸 費	175,922	1,784	177,706				1,784	
								22 償 還 金 利 子 及 び 割 引 料	1,784	○過誤納還付金事業（子育て支援課） 1,784 過誤納還付金 (1,784)

(3 款) 民生費
 (1 項) 社会福祉費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
3											
	民生費	9,042,762	127,534	9,170,296	92,145			35,389			
	1	社会福祉費	5,160,287	68,942	5,229,229	51,782		17,160			
		2	老人福祉費	988,171	3,850	992,021	3,850				
									18 負担金補助 及び交付金	3,850	◎介護施設整備助成事業 地域医療介護総合確保事業補助金 (3,850)
		7	障害福祉費	1,710,581	65,092	1,775,673	47,932		17,160		
									11 役 務 費	115	◎精神障害者通院医療費助成事業 1,065
									19 扶 助 費	64,977	精神障害者通院医療費助成金 (1,065)
											○障害児通所支援事業 手数料 障害児施設給付費等
											64,027 (115) (63,912)

(3款) 民生費

(2項) 児童福祉費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
2	児童福祉費	3,882,375	58,592	3,940,967	40,363			18,229			
4	保育所費	2,195,959	58,592	2,254,551	40,363			18,229			
									12 委 託 料	48,280	○私立保育所保育運営委託事業 48,280
									18 負担金補助 及び交付金	10,312	保育所運営委託料 (48,280) ○保育対策等促進事業 10,312 保育対策等促進事業補助金 (10,312)

(4款) 衛生費

(1項) 保健衛生費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
4	衛生費	1,766,606	2,308	1,768,914	1,729			579			
1	保健衛生費	802,977	2,308	805,285	1,729			579			
6	母子保健費	178,375	2,308	180,683	1,729			579			
									19 扶 助 費	2,308	○未熟児養育事業 2,308 未熟児養育医療費 (2,308)

(8款) 土木費

(2項) 道路橋りょう費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他						
8		土木費	1,976,927	34,788	2,011,715	16,500	13,600		4,688			
	2	道路橋りょう費	178,888	31,000	209,888	16,500	13,500		1,000			
	2	道路新設改良費	53,900	31,000	84,900	16,500	13,500		1,000	14 工事請負費	31,000	◎道路新設改良事業 31,000 道路新設改良工事 (31,000)

(8款) 土木費

(3項) 都市計画費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他						
	3	都市計画費	1,537,914	3,788	1,541,702		100		3,688			
	4	公共下水道費	576,556	3,176	579,732				3,176	18 負担金補助及び交付金	3,131	○下水道事業会計負担金事業 3,131 下水道事業会計負担金 (3,131)
										23 投資及び出資金	45	○下水道事業会計出資金事業 45 下水道事業会計出資金 (45)
	5	公園費	174,135	612	174,747		100		512	14 工事請負費	612	◎都市公園等長寿命化事業 612 都市公園遊具設置等工事 (612)

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追 加

事 項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
振り仮名法制化対応業務委託料	千円 2,299		千円	令和6年度 ～ 令和7年度	千円 2,299	千円 2,299	千円	千円	千円

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末	前 年 度 末	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み				当該年度末現在高見込額	
			当該年度中起債見込額		当該年度中元金償還見込額			
	現 在 高	現在高見込額	補正前の額	補正後の額	補正前の額	補正後の額	補正前の額	補正後の額
1 普通債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
			1,513,174	1,526,774			14,707,845	14,721,445
6 土 木			655,300	668,900			7,217,042	7,230,642
合 計			1,597,474	1,611,074			22,983,199	22,996,799

令和 7 年度府中町一般会計予算

令和 7 年度府中町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 2, 3 8 6, 0 3 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1, 5 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

府 中 町 長 寺 尾 光 司

第 1 表
1 歳入

歳入歳出予算

(単位：千円)

款	項	金額
1 町 税		8,123,871
	1 町 民 税	3,928,092
	2 固定資産税	3,336,293
	3 軽自動車税	111,219
	4 たばこ税	273,561
	5 都市計画税	474,706
2 地方譲与税		86,119
	1 地方揮発油譲与税	18,478
	2 自動車重量譲与税	61,736
	3 森林環境譲与税	5,905
3 利子割交付金		9,003
	1 利子割交付金	9,003
4 配当割交付金		62,364
	1 配当割交付金	62,364
5 株式等譲渡所得割交付金		92,669
	1 株式等譲渡所得割交付金	92,669
6 法人事業税交付金		153,147
	1 法人事業税交付金	153,147
7 地方消費税交付金		1,342,014
	1 地方消費税交付金	1,342,014
8 環境性能割交付金		14,046
	1 環境性能割交付金	14,046
9 地方特例交付金		74,019
	1 地方特例交付金	74,019

(単位：千円)

款	項	金額
10 地方交付税		1,280,198
	1 地方交付税	1,280,198
11 交通安全対策特別交付金		4,257
	1 交通安全対策特別交付金	4,257
12 分担金及び負担金		165,088
	1 負担金	160,688
	2 分担金	4,400
13 使用料及び手数料		129,295
	1 使用料	110,084
	2 手数料	19,211
14 国庫支出金		4,307,020
	1 国庫負担金	3,901,845
	2 国庫補助金	395,227
	3 国庫委託金	9,948
15 県支出金		1,855,635
	1 県負担金	1,398,672
	2 県補助金	292,277
	3 県委託金	164,686
16 財産収入		28,519
	1 財産運用収入	22,760
	2 財産売却収入	5,759
17 寄附金		21,795
	1 寄附金	21,795
18 繰入金		1,021,584
	1 基金繰入金	981,713

(単位：千円)

款	項	金額
	2 特別会計繰入金	39,871
19 繰越金		1
	1 繰越金	1
20 諸収入		453,270
	1 延滞金、加算金及び過料	2,613
	2 預金利子	90
	3 貸付金元利収入	37,076
	4 受託事業収入	32
	5 雑入	413,459
21 町債		3,162,120
	1 町債	3,162,120
歳入	合計	22,386,034

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		156,259
	1 議会費	156,259
2 総務費		2,283,511
	1 総務管理費	1,789,399
	2 徴税費	225,441
	3 戸籍住民基本台帳費	166,741
	4 選挙費	48,156
	5 統計調査費	35,667
	6 監査委員費	18,107
3 民生費		9,459,606
	1 社会福祉費	5,024,734
	2 児童福祉費	4,434,772
	3 災害救助費	100
4 衛生費		1,820,744
	1 保健衛生費	763,846
	2 清掃費	1,056,898
5 労働費		43,230
	1 労働諸費	43,230
6 農林業費		128,876
	1 農業費	65,119
	2 林業費	63,757
7 商工費		61,305
	1 商工費	61,305
8 土木費		1,814,276
	1 土木管理費	181,205

(単位：千円)

款	項	金額
	2 道路橋りょう費	203,324
	3 都市計画費	1,372,347
	4 住宅費	43,389
	5 排水路費	14,011
9 消防費		909,189
	1 消防費	909,189
10 教育費		2,493,120
	1 教育総務費	388,918
	2 小学校費	1,006,844
	3 中学校費	382,544
	4 幼稚園費	110,919
	5 社会教育費	532,505
	6 保健体育費	71,390
11 災害復旧費		4
	1 農林業施設災害復旧費	2
	2 土木施設災害復旧費	2
12 公債費		3,180,914
	1 公債費	3,180,914
13 予備費		35,000
	1 予備費	35,000
	歳 出 合 計	22,386,034

第 2 表

債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
		千円
町有施設包括管理委託料	令和7年度 ） 令和12年度	1,500,000
固定資産評価システム改修業務委託料	令和7年度 ） 令和12年度	50,558
令和9年度路線価算定比準表作成業務委託料	令和7年度 ） 令和9年度	8,789
令和8年度町県民税賦課システム支援業務委託料	令和7年度 ） 令和8年度	6,012
国税データ引継ぎシステム使用料	令和7年度 ） 令和8年度	713
高齢者福祉計画等策定業務委託料	令和7年度 ） 令和8年度	3,556
第5次男女共同参画プラン策定業務委託料	令和7年度 ） 令和8年度	3,366

事 項	期 間	限 度 額
障害福祉計画等策定業務委託料	令和7年度 ） 令和8年度	千円 3,432
国土強靱化地域計画策定業務委託料	令和7年度 ） 令和8年度	9,600
学習系端末購入費	令和7年度 ） 令和8年度	366,006
中学校給食調理業務委託料	令和7年度 ） 令和10年度	171,667

第 3 表

地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	千円			
公共施設維持保全事業債（南交流センター改修）	23,100	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後に おいては、当該見直し後の 利率)	借入先の融資条件による。 ただし、町財政の都合によ り、据置期間及び償還年限 を短縮し、もしくは繰上償 還又は、低利債に借換えす ることができる。
低炭素型社会づくり推進事業債（街路灯）	57,000			
低炭素型社会づくり推進事業債（電動車）	6,800			
容器包装リサイクル事業債	12,900			
農業用水路等改良事業債	56,700			
府中の森づくり事業債	2,500			
急傾斜地崩壊対策事業債	21,000			
道路新設改良事業債（都市整備課）	11,700			
道路新設改良事業債（維持管理課）	42,800			
補助街路整備事業債	10,600			
狭あい道路整備等促進事業債	3,700			
橋りょう長寿命化事業債	5,500			
向洋駅周辺土地区画整理事業債	145,700			
広島市東部地区連続立体交差事業債	227,900			
都市公園等長寿命化改修事業債	11,000			
防災体制強化事業債	5,700			
消防自動車等購入事業債	282,500			
公共施設維持保全事業債（小学校改修）	221,400			
学校施設改修等事業債（小学校）	30,200			
学校施設改修等事業債（中学校）	40,400			
くすのきプラザ改修等事業債	7,300			
低炭素型社会づくり推進事業債（くすのきプラザ）	17,100			
減 収 補 て ん 債	988,300			
合 計	2,231,800			

第 9 号 議 案
令和 7 年 3 月 1 0 日 提出

府中町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

府中町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 寺尾 光司

府中町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

府中町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 2 項及び第 4 項中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第 1 5 条第 1 項中「定める者」の次に「（第 1 7 条の 2 第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

第 1 7 条の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 1 7 条の 2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 4 0 歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 1 7 条の 3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の府中町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、当該請求を行うことができる。

提 案 理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）の施行に伴い、条例の一部を改正するもの。

根 拠 法 令

地方公務員法

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第24条第5項 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

府中町職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>第1条～第8条 [略]</p> <p>第8条の2 [略]</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない</u> <u>子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び同法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。第15条第1項を除き、以下同じ。）のある職員（職員の配偶者が、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定</p>	<p>第1条～第8条 [略]</p> <p>第8条の2 [略]</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまで</u> <u>子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び同法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。第15条第1項を除き、以下同じ。）のある職員（職員の配偶者が、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定</p>

現 行	改 正 後
<p>める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「<u>3歳に満たない</u>子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育</u>」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>第8条の3～第14条 [略]</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者_____で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育</u>」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育</u>」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>第8条の3～第14条 [略]</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者<u>(第17条の2第1項において「配偶者等」という。)</u>で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 [略]</p>

現 行	改 正 後
<p>第15条の2～第17条 [略]</p>	<p>第15条の2～第17条 [略] <u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u></p> <p><u>第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u> <u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p><u>第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u></p> <p><u>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p>
<p>第18条・第19条 [略]</p>	<p>第18条・第19条 [略]</p>

第 9 号議案参考資料

府中町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 2 号）の施行に伴い、条例の一部を改正するもの。

2 改正事項の概要

(1) 時間外勤務免除の対象となる職員の範囲の拡大（第 8 条の 2）

時間外勤務の免除の対象となる職員の範囲を、3 歳に満たない子を養育する職員から、小学校就学前の子を養育する職員へ拡大する。

(2) 仕事と介護の両立支援のための環境整備（第 1 7 条の 2、第 1 7 条の 3）

家族の介護に直面した職員に対する介護両立支援制度の周知や意向確認等の措置を講じ、職員が仕事と介護の両立をしやすい環境を整える。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

2 (1) の改正により新たに時間外勤務の免除の対象となる職員について、施行日以後の日を開始日とする時間外勤務の免除については、この条例の施行日前においても請求することができる。

第 1 0 号 議 案
令和 7 年 3 月 1 0 日 提出

府中町職員の給与に関する条例の一部改正について

府中町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 寺尾 光司

府中町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

府中町職員の給与に関する条例（昭和 3 7 年条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 3 項中「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までに掲げる扶養親族」を「前項第 1 号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 1 3, 0 0 0 円、前項 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族」に改め、「同項第 2 号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 1 0, 0 0 0 円」を削り、同条第 4 項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第 9 条を次のように改める。

第 9 条 削除

第 9 条の 2 第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 6」を「1 0 0 分の 4」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 1 0」を「1 0 0 分の 8」に改める。

第 1 5 条の 3 第 2 項中「週休日等以外の日の午前 0 時から」を「午後 1 0 時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、同条第 3 項中「各号に定める額」の次に「（前 2 項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に 1 0 0 分の 1 5 0 を乗じて得た額）」を加え、同項第 1 号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に 1 0 0 分の 1 5 0 を乗じて得た額）」を削る。

第 1 8 条の 3 中「、第 9 条」を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（別紙1）

別表第2（別紙2）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（扶養手当に関する経過措置）

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）から令和8年3月31日までの間における改正後の府中町職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）第8条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 心身に著しい障害がある者」とあるのは

「(5) 心身に著しい障害がある者

(6) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（地域手当に関する経過措置）

3 切替日から令和8年3月31日までの間における新条例第9条の2の規定の適用については、同条第2項第1号中「100分の4」とあるのは「100分の5」と、同項第2号中「100分の8」とあるのは「100分の9」とする。

（給料表の号給の切替え）

4 切替日の前日に改正前の府中町職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日にいてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

5 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び町長の定めるこれに準ずるものとした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

6 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和5年条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第13条第1項及び第6項中「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」に改め、同条第7項中「、第9条」を削る。

附則第18条第1項中「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」に改める。

附則別表（附則第4項関係）

職員の号給の切替表（行政職給料表の適用を受ける職員）

旧号給	新号給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13

3 0	2 6	2 2	2 2	1 8	1 4
3 1	2 7	2 3	2 3	1 9	1 5
3 2	2 8	2 4	2 4	2 0	1 6
3 3	2 9	2 5	2 5	2 1	1 7
3 4	3 0	2 6	2 6	2 2	1 8
3 5	3 1	2 7	2 7	2 3	1 9
3 6	3 2	2 8	2 8	2 4	2 0
3 7	3 3	2 9	2 9	2 5	2 1
3 8	3 4	3 0	3 0	2 6	2 2
3 9	3 5	3 1	3 1	2 7	2 3
4 0	3 6	3 2	3 2	2 8	2 4
4 1	3 7	3 3	3 3	2 9	2 5
4 2	3 8	3 4	3 4	3 0	2 6
4 3	3 9	3 5	3 5	3 1	2 7
4 4	4 0	3 6	3 6	3 2	2 8
4 5	4 1	3 7	3 7	3 3	2 9
4 6	4 2	3 8	3 8	3 4	3 0
4 7	4 3	3 9	3 9	3 5	3 1
4 8	4 4	4 0	4 0	3 6	3 2
4 9	4 5	4 1	4 1	3 7	3 3
5 0	4 6	4 2	4 2	3 8	3 4
5 1	4 7	4 3	4 3	3 9	3 5
5 2	4 8	4 4	4 4	4 0	3 6
5 3	4 9	4 5	4 5	4 1	3 7
5 4	5 0	4 6	4 6	4 2	3 8
5 5	5 1	4 7	4 7	4 3	3 9
5 6	5 2	4 8	4 8	4 4	4 0
5 7	5 3	4 9	4 9	4 5	4 1
5 8	5 4	5 0	5 0	4 6	4 2
5 9	5 5	5 1	5 1	4 7	4 3
6 0	5 6	5 2	5 2	4 8	4 4
6 1	5 7	5 3	5 3	4 9	4 5
6 2	5 8	5 4	5 4	5 0	
6 3	5 9	5 5	5 5	5 1	
6 4	6 0	5 6	5 6	5 2	

6 5	6 1	5 7	5 7	5 3	
6 6	6 2	5 8	5 8	5 4	
6 7	6 3	5 9	5 9	5 5	
6 8	6 4	6 0	6 0	5 6	
6 9	6 5	6 1	6 1	5 7	
7 0	6 6	6 2	6 2	5 8	
7 1	6 7	6 3	6 3	5 9	
7 2	6 8	6 4	6 4	6 0	
7 3	6 9	6 5	6 5	6 1	
7 4	7 0	6 6	6 6	6 2	
7 5	7 1	6 7	6 7	6 3	
7 6	7 2	6 8	6 8	6 4	
7 7	7 3	6 9	6 9	6 5	
7 8	7 4	7 0	7 0	6 6	
7 9	7 5	7 1	7 1	6 7	
8 0	7 6	7 2	7 2	6 8	
8 1	7 7	7 3	7 3	6 9	
8 2	7 8	7 4	7 4	7 0	
8 3	7 9	7 5	7 5	7 1	
8 4	8 0	7 6	7 6	7 2	
8 5	8 1	7 7	7 7	7 3	
8 6	8 2	7 8	7 8		
8 7	8 3	7 9	7 9		
8 8	8 4	8 0	8 0		
8 9	8 5	8 1	8 1		
9 0	8 6	8 2	8 2		
9 1	8 7	8 3	8 3		
9 2	8 8	8 4	8 4		
9 3	8 9	8 5	8 5		
9 4	9 0				
9 5	9 1				
9 6	9 2				
9 7	9 3				
9 8	9 4				
9 9	9 5				

100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

職員の号給の切替表（消防職給料表の適用を受ける職員）

旧号給	新号給			
	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5

1 8	1 4	1 0	1 0	6
1 9	1 5	1 1	1 1	7
2 0	1 6	1 2	1 2	8
2 1	1 7	1 3	1 3	9
2 2	1 8	1 4	1 4	1 0
2 3	1 9	1 5	1 5	1 1
2 4	2 0	1 6	1 6	1 2
2 5	2 1	1 7	1 7	1 3
2 6	2 2	1 8	1 8	1 4
2 7	2 3	1 9	1 9	1 5
2 8	2 4	2 0	2 0	1 6
2 9	2 5	2 1	2 1	1 7
3 0	2 6	2 2	2 2	1 8
3 1	2 7	2 3	2 3	1 9
3 2	2 8	2 4	2 4	2 0
3 3	2 9	2 5	2 5	2 1
3 4	3 0	2 6	2 6	2 2
3 5	3 1	2 7	2 7	2 3
3 6	3 2	2 8	2 8	2 4
3 7	3 3	2 9	2 9	2 5
3 8	3 4	3 0	3 0	2 6
3 9	3 5	3 1	3 1	2 7
4 0	3 6	3 2	3 2	2 8
4 1	3 7	3 3	3 3	2 9
4 2	3 8	3 4	3 4	3 0
4 3	3 9	3 5	3 5	3 1
4 4	4 0	3 6	3 6	3 2
4 5	4 1	3 7	3 7	3 3
4 6	4 2	3 8	3 8	3 4
4 7	4 3	3 9	3 9	3 5
4 8	4 4	4 0	4 0	3 6
4 9	4 5	4 1	4 1	3 7
5 0	4 6	4 2	4 2	3 8
5 1	4 7	4 3	4 3	3 9
5 2	4 8	4 4	4 4	4 0

5 3	4 9	4 5	4 5	4 1
5 4	5 0	4 6	4 6	4 2
5 5	5 1	4 7	4 7	4 3
5 6	5 2	4 8	4 8	4 4
5 7	5 3	4 9	4 9	4 5
5 8	5 4	5 0	5 0	4 6
5 9	5 5	5 1	5 1	4 7
6 0	5 6	5 2	5 2	4 8
6 1	5 7	5 3	5 3	4 9
6 2	5 8	5 4	5 4	5 0
6 3	5 9	5 5	5 5	5 1
6 4	6 0	5 6	5 6	5 2
6 5	6 1	5 7	5 7	5 3
6 6	6 2	5 8	5 8	5 4
6 7	6 3	5 9	5 9	5 5
6 8	6 4	6 0	6 0	5 6
6 9	6 5	6 1	6 1	5 7
7 0	6 6	6 2	6 2	5 8
7 1	6 7	6 3	6 3	5 9
7 2	6 8	6 4	6 4	6 0
7 3	6 9	6 5	6 5	6 1
7 4	7 0	6 6	6 6	6 2
7 5	7 1	6 7	6 7	6 3
7 6	7 2	6 8	6 8	6 4
7 7	7 3	6 9	6 9	6 5
7 8	7 4	7 0	7 0	6 6
7 9	7 5	7 1	7 1	6 7
8 0	7 6	7 2	7 2	6 8
8 1	7 7	7 3	7 3	6 9
8 2	7 8	7 4	7 4	7 0
8 3	7 9	7 5	7 5	7 1
8 4	8 0	7 6	7 6	7 2
8 5	8 1	7 7	7 7	7 3
8 6	8 2	7 8	7 8	
8 7	8 3	7 9	7 9	

88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			

1 2 3	1 1 9			
1 2 4	1 2 0			
1 2 5	1 2 1			

行政職給料表

(単位：円)

職員の 区分	号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再任用職員 以外の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000

職員の 区分	号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000		

職員の 区分	号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200		
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500		
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800		
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000		
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200		
	86	256,000	297,100	346,000				
	87	256,300	297,400	346,400				
	88	256,600	297,700	346,800				
	89	256,900	298,000	347,000				
	90	257,200	298,300	347,400				
	91	257,500	298,600	347,800				
	92	257,800	299,000	348,200				
	93	258,100	299,200	348,400				
	94		299,400	348,800				
	95		299,700	349,200				
	96		300,100	349,500				
	97		300,300	349,800				
	98		300,600	350,200				
	99		301,000	350,600				
	100		301,400	351,000				
	101		301,600	351,500				
	102		301,900	351,900				
	103		302,200	352,300				
	104		302,500	352,700				
	105		302,700	353,200				
	106		303,000	353,600				
	107		303,300	353,900				
	108		303,600	354,200				
	109		303,800	354,700				
	110		304,200					
	111		304,600					
	112		304,900					
	113		305,100					
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					

職員 の 区分	号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前 再任用 短時間 勤務職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

消防職給料表

(単位：円)

職員の 区分	号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再任用職員 以外の職員	1	211,600	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300	384,100
	2	214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	385,800
	3	216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500
	4	218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200
	5	221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700
	6	223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300
	7	226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900
	8	228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500
	9	230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100
	10	232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700
	11	234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300
	12	236,600	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	401,900
	13	238,600	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	403,400
	14	240,600	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	405,400
	15	242,600	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400
	16	244,200	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400
	17	245,800	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900
	18	247,300	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600
	19	248,800	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400	414,200
	20	250,300	264,900	283,300	310,100	360,400	384,000	415,900
	21	251,800	266,200	284,500	311,000	361,900	385,600	417,500
	22	253,400	267,400	285,100	312,300	363,500	387,200	419,000
	23	254,900	268,700	285,700	313,600	365,100	388,900	420,500
	24	256,400	270,000	286,300	314,900	366,700	390,600	421,900
	25	257,900	271,400	286,800	316,200	368,100	392,300	423,100
	26	259,100	272,800	287,400	317,700	369,800	394,300	424,600
	27	260,300	274,100	288,000	319,000	371,500	396,200	426,100
	28	261,500	275,400	288,500	320,100	373,100	398,100	427,500
	29	262,700	276,400	289,000	321,100	374,700	399,800	429,000
	30	264,000	277,700	289,600	322,300	376,300	401,200	430,300
	31	265,300	279,000	290,100	323,500	377,900	402,400	431,500
	32	266,600	280,200	290,600	324,600	379,600	403,700	432,700
	33	267,900	281,400	291,100	325,700	381,300	404,700	433,700
	34	269,400	282,000	291,700	326,900	383,300	405,800	434,400
	35	270,700	282,600	292,200	328,100	385,300	406,800	435,200
	36	272,100	283,200	292,700	329,200	387,300	407,800	435,900
	37	273,100	283,700	293,200	330,300	389,000	408,900	436,400
	38	274,400	284,300	293,800	331,500	390,700	410,100	436,800
	39	275,700	284,900	294,400	332,700	392,200	411,200	437,200

職員 の 区分	号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
	40	276,900	285,500	295,000	333,900	393,700	412,300	437,500
	41	278,100	286,000	295,700	335,100	394,900	413,500	437,800
	42	278,700	286,600	296,400	336,300	395,900	414,300	438,100
	43	279,300	287,200	297,100	337,500	396,900	415,100	438,400
	44	279,900	287,700	297,800	338,700	397,900	415,700	438,700
	45	280,300	288,200	298,400	339,900	399,000	416,200	438,900
	46	280,900	288,700	299,300	341,200	400,100	416,900	439,200
	47	281,400	289,200	300,100	342,400	401,200	417,600	439,500
	48	281,900	289,700	300,900	343,600	402,300	418,200	439,800
	49	282,400	290,300	301,700	344,800	403,600	418,900	440,100
	50	283,000	290,800	302,800	346,200	404,400	419,300	440,400
	51	283,500	291,400	303,900	347,500	405,200	419,900	440,700
	52	284,000	292,000	304,900	348,800	405,800	420,500	441,000
	53	284,500	292,600	305,900	349,700	406,300	420,900	441,200
	54	285,100	293,300	307,000	351,000	407,000	421,300	441,500
	55	285,600	294,000	308,000	352,200	407,700	421,800	441,800
	56	286,100	294,700	309,100	353,400	408,400	422,300	442,100
	57	286,600	295,300	310,100	354,600	408,700	422,800	442,300
	58	287,100	296,200	311,200	356,000	409,400	423,400	442,600
	59	287,600	297,000	312,300	357,400	410,100	423,800	442,900
	60	288,100	297,800	313,400	358,800	410,600	424,200	443,100
	61	288,600	298,600	314,400	360,100	411,000	424,600	443,300
	62	289,100	299,500	315,500	361,600	411,400	424,900	443,600
	63	289,600	300,400	316,600	363,100	411,900	425,200	443,900
	64	290,100	301,300	317,700	364,500	412,400	425,500	444,200
	65	290,600	302,100	318,700	365,700	412,900	425,800	444,400
	66	291,100	303,000	319,800	367,100	413,300	426,100	444,700
	67	291,600	303,800	320,900	368,400	413,800	426,400	445,000
	68	292,100	304,600	322,000	369,800	414,300	426,600	445,300
	69	292,600	305,500	323,000	370,900	414,800	426,800	445,500
	70	293,100	306,400	324,200	372,100	415,300	427,100	445,800
	71	293,600	307,300	325,400	373,300	415,900	427,400	446,100
	72	294,100	308,200	326,600	374,500	416,400	427,600	446,400
	73	294,600	309,000	327,300	375,800	416,800	427,800	446,600
	74	295,200	309,900	328,600	377,000	417,400	428,100	
	75	295,800	310,800	329,900	378,200	417,900	428,400	
	76	296,300	311,600	331,200	379,300	418,100	428,600	
	77	296,800	312,300	332,500	380,400	418,400	428,800	
	78	297,400	313,200	333,900	381,600	418,900	429,100	
	79	298,000	314,100	335,300	382,700	419,200	429,400	
	80	298,600	315,100	336,700	383,900	419,500	429,600	

職員の 区分	号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	81	299,200	316,000	338,000	385,000	419,800	429,800	
	82	299,900	317,100	339,600	385,600	420,200	430,100	
	83	300,600	318,100	341,100	386,100	420,600	430,400	
	84	301,200	319,100	342,600	386,600	421,000	430,600	
	85	301,800	320,000	344,000	387,200	421,300	430,800	
	86	302,500	321,000	345,500	387,800			
	87	303,200	322,000	347,000	388,400			
	88	303,900	323,000	348,400	389,000			
	89	304,600	324,000	349,700	389,300			
	90	305,400	325,300	350,900	389,800			
	91	306,200	326,500	352,100	390,300			
	92	306,900	327,700	353,400	390,800			
	93	307,400	328,900	354,700	391,200			
	94	308,300	330,200	356,200	391,600			
	95	309,200	331,400	357,700	392,100			
	96	310,000	332,600	359,100	392,600			
	97	310,800	333,800	360,400	393,000			
	98	311,800	335,100	361,600	393,500			
	99	312,700	336,300	362,700	394,000			
	100	313,600	337,500	363,900	394,500			
	101	314,500	338,900	365,000	394,800			
	102	315,500	339,800	366,100	395,200			
	103	316,500	340,800	367,200	395,700			
	104	317,400	341,900	368,300	396,000			
	105	318,200	343,000	369,500	396,300			
	106	318,800	344,100	370,000	396,800			
	107	319,400	345,100	370,600	397,300			
	108	320,000	346,100	371,200	397,800			
	109	320,500	347,300	371,800	398,100			
	110	321,000	348,300	372,300	398,600			
	111	321,400	349,300	372,700	399,100			
	112	321,900	350,200	373,200	399,600			
	113	322,700	351,100	373,600	399,900			
	114	323,400	352,000	374,000	400,400			
	115	324,100	353,000	374,500	400,900			
	116	324,700	354,000	375,000	401,400			
	117	325,300	355,000	375,400	401,800			
	118	326,000	355,400	375,900	402,300			
	119	326,700	356,000	376,500	402,700			
	120	327,500	356,600	377,000	403,200			
	121	328,100	356,900	377,200	403,600			

職員 の 区分	号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
	122	328,400	357,300	377,700				
	123	328,900	357,700	378,200				
	124	329,400	358,100	378,600				
	125	329,700	358,500	379,100				
	126		358,900	379,600				
	127		359,300	380,100				
	128		359,700	380,600				
	129		360,100	380,900				
	130		360,500	381,400				
	131		360,900	381,900				
	132		361,300	382,400				
	133		361,500	382,700				
	134		362,000	383,200				
	135		362,400	383,600				
	136		362,700	384,000				
	137		363,000	384,300				
	138		363,400	384,800				
	139		363,900	385,300				
	140		364,400	385,800				
	141		364,700	386,100				
	142		365,200					
	143		365,700					
	144		366,200					
	145		366,500					
定年前 再任用 短時間 勤務職員		246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600

提案理由

令和6年8月の人事院勧告に準じ、給料表及び手当の支給割合等を改定するため、条例の一部を改正するもの。

根拠法令

地方自治法

(給料、旅費及び諸手当)

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

本則による改正

府中町職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>第1条～第7条 [略] (扶養手当)</p> <p>第8条 [略] 2 [略] (1) 配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) (2) ～ (6) [略]</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族 については1人につき6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。 (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合 (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族</p>	<p>第1条～第7条 [略] (扶養手当)</p> <p>第8条 [略] 2 [略] (1) ～ (5) [略]</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、前項2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円 とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第9条 削除</p>

現 行	改 正 後
<p>よる届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</p> <p>第9条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) 府中町 <u>100分の6</u></p> <p>(2) 広島市 <u>100分の10</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>第10条～第15条の2 [略]</p> <p>第15条の3 [略]</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間</u>_____であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額_____とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）</p> <p>(2) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>第15条の4～第18条の2 [略]</p> <p>（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外）</p> <p>第18条の3 第4条第7項、第5条、第8条、<u>第9条</u>及び第15条の4の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>2 第8条、<u>第9条</u>及び第15条の4の規定は、</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第9条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) 府中町 <u>100分の4</u></p> <p>(2) 広島市 <u>100分の8</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>第10条～第15条の2 [略]</p> <p>第15条の3 [略]</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の_____午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）</u>であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（<u>前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額</u>）とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額_____</p> <p>(2) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>第15条の4～第18条の2 [略]</p> <p>（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外）</p> <p>第18条の3 第4条第7項、第5条、第8条_____及び第15条の4の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>2 第8条_____及び第15条の4の規定は、</p>

現 行	改 正 後
任期付短時間勤務職員には適用しない。 第19条～第21条 [略]	任期付短時間勤務職員には適用しない。 第19条～第21条 [略]

附則第6項による改正

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 後
本則 [略]	本則 [略]
附 則	附 則
第1条～第12条 [略]	第1条～第12条 [略]
第13条 令和3年改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される府中町職員の給与に関する条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第5項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。	第13条 令和3年改正法附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される府中町職員の給与に関する条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第5項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
2～5 [略]	2～5 [略]
6 新給与条例第17条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とす	6 新給与条例第17条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とす

現 行	改 正 後
<p>る。</p> <p>7 新給与条例第4条第7項、第5条、第8条、<u>第9条</u>及び第15条の4の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>8 [略]</p> <p>第14条～第17条 [略]</p> <p>(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第18条 改正後の第2条第2項第1号の規定は、令和3年改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>る。</p> <p>7 新給与条例第4条第7項、第5条、第8条<u>_____</u>及び第15条の4の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>8 [略]</p> <p>第14条～第17条 [略]</p> <p>(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第18条 改正後の第2条第2項第1号の規定は、令和3年改正法附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>2 [略]</p>

職員の 区分	号給	1級・2級	3級		4級		5級		6級		7級	
			給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額	
			現行	改正後								
再任用職員以外の職員	1		261,300	265,300	287,300	298,800	309,800	321,300	335,000	355,200	373,400	408,300
	2		262,300	266,300	288,900	300,300	311,500	323,100	336,900	356,900	376,000	410,200
	3		263,300	267,300	290,400	301,800	313,200	324,900	338,700	358,500	378,300	412,100
	4		264,300	268,300	291,900	303,200	314,700	326,600	340,500	360,100	380,500	413,900
	5		265,300	269,300	293,400	304,600	316,100	328,300	342,200	361,700	382,400	415,700
	6		266,300	270,300	294,900	305,700	317,400	330,000	343,900	363,500	384,700	417,500
	7		267,300	271,300	296,300	306,700	318,700	331,700	345,500	365,000	386,800	419,300
	8		268,300	272,300	297,600	307,900	320,000	333,400	347,200	366,600	388,800	421,100
	9		269,300	273,300	298,800	309,100	321,300	335,000	348,800	368,000	390,800	422,700
	10		270,300	274,300	300,300	310,700	323,100	336,700	350,500	369,600	393,100	424,200
	11		271,300	275,300	301,800	312,300	324,900	338,400	352,100	371,200	395,300	425,700
	12		272,300	276,400	303,200	313,900	326,600	340,000	353,700	372,700	397,500	427,200
	13		273,300	277,400	304,600	315,400	328,300	341,500	355,200	374,600	399,700	428,700
	14		274,300	278,700	305,700	317,000	330,000	343,100	356,900	376,500	402,000	430,000
	15		275,300	280,000	306,700	318,600	331,700	344,700	358,500	378,400	404,200	431,300
	16		276,400	281,200	307,900	320,200	333,400	346,200	360,100	380,200	406,500	432,500
	17		277,400	282,500	309,100	321,700	335,000	347,600	361,700	381,700	408,300	433,700
	18		278,700	283,800	310,700	323,400	336,700	349,300	363,500	383,500	410,200	435,000
	19		280,000	285,000	312,300	325,000	338,400	350,900	365,000	385,200	412,100	436,300
	20		281,200	286,200	313,900	326,600	340,000	352,500	366,600	386,800	413,900	437,500
	21		282,500	287,300	315,400	328,000	341,500	353,700	368,000	388,500	415,700	438,700
	22		283,800	288,500	317,000	329,700	343,100	355,200	369,600	389,900	417,500	439,500
	23		285,000	289,800	318,600	331,400	344,700	356,700	371,200	391,300	419,300	440,300
	24		286,200	291,100	320,200	333,000	346,200	358,200	372,700	392,700	421,100	441,100
	25		287,300	292,400	321,700	334,200	347,600	359,900	374,600	394,100	422,700	441,700
	26		288,500	293,400	323,400	336,100	349,300	361,700	376,500	395,300	424,200	442,300
	27		289,800	294,400	325,000	337,800	350,900	363,400	378,400	396,500	425,700	442,900
	28		291,100	295,500	326,600	339,400	352,500	365,100	380,200	397,500	427,200	443,500
	29		292,400	296,600	328,000	340,900	353,700	366,500	381,700	398,600	428,700	444,200
	30		293,400	297,800	329,700	342,500	355,200	367,800	383,500	399,800	430,000	445,000
	31		294,400	298,900	331,400	344,100	356,700	369,000	385,200	400,900	431,300	445,400
	32		295,500	300,100	333,000	345,700	358,200	370,400	386,800	402,000	432,500	446,100
	33	[略]	296,600	301,300	334,200	347,400	359,900	371,500	388,500	402,700	433,700	446,600
	34		297,800	302,600	336,100	349,200	361,700	372,400	389,900	403,400	435,000	447,000
	35		298,900	303,900	337,800	351,000	363,400	373,400	391,300	404,100	436,300	447,400
	36		300,100	305,200	339,400	352,800	365,100	374,500	392,700	404,800	437,500	447,800
	37		301,300	306,500	340,900	354,300	366,500	375,300	394,100	405,400	438,700	448,200
	38		302,600	307,800	342,500	355,700	367,800	376,200	395,300	406,000	439,500	448,600
	39		303,900	309,100	344,100	357,100	369,000	377,100	396,500	406,500	440,300	449,000
	40		305,200	310,400	345,700	358,500	370,400	377,900	397,500	406,900	441,100	449,300
	41		306,500	311,700	347,400	360,000	371,500	378,700	398,600	407,300	441,700	449,600
	42		307,800	313,000	349,200	360,800	372,400	379,500	399,800	407,500	442,300	450,000
	43		309,100	314,300	351,000	361,800	373,400	380,300	400,900	407,800	442,900	450,300
	44		310,400	315,400	352,800	362,800	374,500	381,000	402,000	408,100	443,500	450,600
	45		311,700	316,300	354,300	363,700	375,300	381,700	402,700	408,400	444,200	450,900
	46		313,000	317,600	355,700	364,800	376,200	382,400	403,400	408,700	445,000	
	47		314,300	318,900	357,100	365,700	377,100	383,100	404,100	409,000	445,400	
	48		315,400	320,200	358,500	366,700	377,900	383,800	404,800	409,300	446,100	
	49		316,300	321,400	360,000	367,600	378,700	384,300	405,400	409,500	446,600	
	50		317,600	322,700	360,800	368,300	379,500	384,900	406,000	409,800	447,000	
	51		318,900	323,900	361,800	369,000	380,300	385,500	406,500	410,100	447,400	
	52		320,200	325,100	362,800	369,600	381,000	386,200	406,900	410,400	447,800	
	53		321,400	326,400	363,700	370,000	381,700	386,600	407,300	410,600	448,200	
	54		322,700	327,500	364,800	371,600	382,400	387,200	407,500	410,900	448,600	
	55		323,900	328,600	365,700	371,300	383,100	387,800	407,800	411,200	449,000	
	56		325,100	329,700	366,700	372,000	383,800	388,300	408,100	411,500	449,300	
	57		326,400	330,400	367,600	372,300	384,300	388,700	408,400	411,700	449,600	
	58		327,500	331,300	368,300	373,000	384,900	389,300	408,700	412,000	450,000	
	59		328,600	332,000	369,000	373,700	385,500	389,900	409,000	412,300	450,300	
	60		329,700	332,800	369,600	374,300	386,200	390,400	409,300	412,500	450,600	
	61		330,400	333,600	370,000	374,600	386,600	390,800	409,500	412,700	450,900	
	62		331,300	334,000	370,600	375,100	387,200	391,300	409,800	413,000		
	63		332,000	334,600	371,300	375,700	387,800	391,800	410,100	413,300		
	64		332,800	335,300	372,000	376,300	388,300	392,400	410,400	413,500		
	65		333,600	336,100	372,300	376,600	388,700	392,700	410,600	413,700		
	66		334,000	336,800	373,000	377,200	389,300	393,100	410,900	414,000		

職員 の 区分	号 給	1級・2級	3級		4級		5級		6級		7級	
			給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額	
			現 行	改正後	現 行	改正後						
	67		334,600	337,500	373,700	377,900	389,900	393,500	411,200	414,300		
	68		335,300	338,100	374,300	378,500	390,400	393,900	411,500	414,500		
	69		336,100	338,600	374,600	378,900	390,800	394,200	411,700	414,700		
	70		336,800	339,200	375,100	379,400	391,300	394,500	412,000	415,000		
	71		337,500	339,700	375,700	380,000	391,800	394,800	412,300	415,300		
	72		338,100	340,300	376,300	380,500	392,400	395,000	412,500	415,500		
	73		338,600	340,600	376,600	381,000	392,700	395,200	412,700	415,700		
	74		339,200	341,100	377,200	381,600	393,100	395,500	413,000			
	75		339,700	341,500	377,900	382,100	393,500	395,800	413,300			
	76		340,300	341,900	378,500	382,400	393,900	396,000	413,500			
	77		340,600	342,300	378,900	382,800	394,200	396,200	413,700			
	78		341,100	342,800	379,400	383,300	394,500	396,500	414,000			
	79		341,500	343,300	380,000	383,700	394,800	396,800	414,300			
	80		341,900	343,800	380,500	384,100	395,000	397,000	414,500			
	81		342,300	344,100	381,000	384,500	395,200	397,200	414,700			
	82		342,800	344,500	381,600	385,000	395,500	397,500	415,000			
	83		343,300	344,900	382,100	385,400	395,800	397,800	415,300			
	84		343,800	345,300	382,400	385,800	396,000	398,000	415,500			
	85		344,100	345,600	382,800	386,100	396,200	398,200	415,700			
	86		344,500	346,000	383,300		396,500					
	87		344,900	346,400	383,700		396,800					
	88		345,300	346,800	384,100		397,000					
	89		345,600	347,000	384,500		397,200					
	90	[略]	346,000	347,400	385,000		397,500					
	91		346,400	347,800	385,400		397,800					
	92		346,800	348,200	385,800		398,000					
	93		347,000	348,400	386,100		398,200					
	94		347,400	348,800								
	95		347,800	349,200								
	96		348,200	349,500								
	97		348,400	349,800								
	98		348,800	350,200								
	99		349,200	350,600								
	100		349,500	351,000								
	101		349,800	351,500								
	102		350,200	351,900								
	103		350,600	352,300								
	104		351,000	352,700								
	105		351,500	353,200								
	106		351,900	353,600								
	107		352,300	353,900								
	108		352,700	354,200								
	109		353,200	354,700								
	110		353,600									
	111		353,900									
	112		354,200									
	113		354,700									
	114		[略]									
	~		[略]									
	125		[略]									
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員			[略]									

職員の 区分	号 給	1級～3級	4級		5級		6級		7級	
			給料月額		給料月額		給料月額		給料月額	
			現 行	改正後						
再任用職員以外の職員	1		290,400	295,400	320,000	331,900	342,400	353,300	364,800	384,100
	2		291,700	296,400	321,700	333,400	344,100	355,000	366,500	385,800
	3		293,000	297,400	323,400	334,900	345,700	356,700	368,200	387,500
	4		294,200	298,300	325,100	336,400	347,300	358,300	369,900	389,200
	5		295,400	298,900	326,600	337,900	348,900	359,900	371,600	390,700
	6		296,400	299,600	328,000	339,300	350,000	361,600	373,200	392,300
	7		297,400	300,300	329,300	340,600	351,100	363,200	374,800	393,900
	8		298,300	301,000	330,600	341,900	352,200	364,800	376,400	395,500
	9		298,900	301,700	331,900	343,200	353,300	366,400	377,900	397,100
	10		299,600	302,400	333,400	344,800	355,000	368,000	379,500	398,700
	11		300,300	303,100	334,900	346,400	356,700	369,600	381,100	400,300
	12		301,000	303,700	336,400	348,000	358,300	371,200	382,600	401,900
	13		301,700	304,400	337,900	349,500	359,900	372,800	384,100	403,400
	14		302,400	305,200	339,300	351,100	361,600	374,400	385,800	405,400
	15		303,100	305,900	340,600	352,700	363,200	376,000	387,500	407,400
	16		303,700	306,700	341,900	354,200	364,800	377,600	389,200	409,400
	17		304,400	307,400	343,200	355,700	366,400	379,200	390,700	410,900
	18		305,200	308,200	344,800	357,300	368,000	380,800	392,300	412,600
	19		305,900	309,200	346,400	358,900	369,600	382,400	393,900	414,200
	20		306,700	310,100	348,000	360,400	371,200	384,000	395,500	415,900
	21		307,400	311,000	349,500	361,900	372,800	385,600	397,100	417,500
	22		308,200	312,300	351,100	363,500	374,400	387,200	398,700	419,000
	23		309,200	313,600	352,700	365,100	376,000	388,900	400,300	420,500
	24		310,100	314,900	354,200	366,700	377,600	390,600	401,900	421,900
	25		311,000	316,200	355,700	368,100	379,200	392,300	403,400	423,100
	26		312,300	317,700	357,300	369,800	380,800	394,300	405,400	424,600
	27		313,600	319,000	358,900	371,500	382,400	396,200	407,400	426,100
	28		314,900	320,100	360,400	373,100	384,000	398,100	409,400	427,500
	29		316,200	321,100	361,900	374,700	385,600	399,800	410,900	429,000
	30		317,700	322,300	363,500	376,300	387,200	401,200	412,600	430,300
	31		319,000	323,500	365,100	377,900	388,900	402,400	414,200	431,500
	32		320,100	324,600	366,700	379,600	390,600	403,700	415,900	432,700
	33		321,100	325,700	368,100	381,300	392,300	404,700	417,500	433,700
	34		322,300	326,900	369,800	383,300	394,300	405,800	419,000	434,400
	35		323,500	328,100	371,500	385,300	396,200	406,800	420,500	435,200
	36		324,600	329,200	373,100	387,300	398,100	407,800	421,900	435,900
	37		325,700	330,300	374,700	389,000	399,800	408,900	423,100	436,400
	38		326,900	331,500	376,300	390,700	401,200	410,100	424,600	436,800
	39		328,100	332,700	377,900	392,200	402,400	411,200	426,100	437,200
	40		329,200	333,900	379,600	393,700	403,700	412,300	427,500	437,500
	41		330,300	335,100	381,300	394,900	404,700	413,500	429,000	437,800
	42		331,500	336,300	383,300	395,900	405,800	414,300	430,300	438,100
	43		332,700	337,500	385,300	396,900	406,800	415,100	431,500	438,400
	44		333,900	338,700	387,300	397,900	407,800	415,700	432,700	438,700
	45		335,100	339,900	389,000	399,000	408,900	416,200	433,700	438,900
	46		336,300	341,200	390,700	400,100	410,100	416,900	434,400	439,200
	47		337,500	342,400	392,200	401,200	411,200	417,600	435,200	439,500
	48		338,700	343,600	393,700	402,300	412,300	418,200	435,900	439,800
	49		339,900	344,800	394,900	403,600	413,500	418,900	436,400	440,100
	50		341,200	346,200	395,900	404,400	414,300	419,300	436,800	440,400
	51		342,400	347,500	396,900	405,200	415,100	419,900	437,200	440,700
	52		343,600	348,800	397,900	405,800	415,700	420,500	437,500	441,000
	53		344,800	349,700	399,000	406,300	416,200	420,900	437,800	441,200
	54		346,200	351,000	400,100	407,000	416,900	421,300	438,100	441,500
	55		347,500	352,200	401,200	407,700	417,600	421,800	438,400	441,800
	56		348,800	353,400	402,300	408,400	418,200	422,300	438,700	442,100
	57		349,700	354,600	403,600	408,700	418,900	422,800	438,900	442,300
	58		351,000	356,000	404,400	409,400	419,300	423,400	439,200	442,600
	59		352,200	357,400	405,200	410,100	419,900	423,800	439,500	442,900
	60		353,400	358,800	405,800	410,600	420,500	424,200	439,800	443,100
	61		354,600	360,100	406,300	411,000	420,900	424,600	440,100	443,300
	62		356,000	361,600	407,000	411,400	421,300	424,900	440,400	443,600
	63		357,400	363,100	407,700	411,900	421,800	425,200	440,700	443,900
	64		358,800	364,500	408,400	412,400	422,300	425,500	441,000	444,200
	65		360,100	365,700	408,700	412,900	422,800	425,800	441,200	444,400
	66		361,600	367,100	409,400	413,300	423,400	426,100	441,500	444,700
	67		363,100	368,400	410,100	413,800	423,800	426,400	441,800	445,000
	68		364,500	369,800	410,600	414,300	424,200	426,600	442,100	445,300
	69		365,700	370,900	411,000	414,800	424,600	426,800	442,300	445,500
	70		367,100	372,100	411,400	415,300	424,900	427,100	442,600	445,800
	71		368,400	373,300	411,900	415,900	425,200	427,400	442,900	446,100

[略]

職員の 区分	号 給	1級～3級	4級		5級		6級		7級	
			給料月額		給料月額		給料月額		給料月額	
			現 行	改正後						
	72		369,800	374,500	412,400	416,400	425,500	427,600	443,100	446,400
	73		370,900	375,800	412,900	416,800	425,800	427,800	443,300	446,600
	74		372,100	377,000	413,300	417,400	426,100	428,100	443,600	
	75		373,300	378,200	413,800	417,900	426,400	428,400	443,900	
	76		374,500	379,300	414,300	418,100	426,600	428,600	444,200	
	77		375,800	380,400	414,800	418,400	426,800	428,800	444,400	
	78		377,000	381,600	415,300	418,900	427,100	429,100	444,700	
	79		378,200	382,700	415,900	419,200	427,400	429,400	445,000	
	80		379,300	383,900	416,400	419,500	427,600	429,600	445,300	
	81		380,400	385,000	416,800	419,800	427,800	429,800	445,500	
	82		381,600	385,600	417,400	420,200	428,100	430,100	445,800	
	83		382,700	386,100	417,900	420,600	428,400	430,400	446,100	
	84		383,900	386,600	418,100	421,000	428,600	430,600	446,400	
	85		385,000	387,200	418,400	421,300	428,800	430,800	446,600	
	86		385,600	387,800	418,900		429,100			
	87		386,100	388,400	419,200		429,400			
	88		386,600	389,000	419,500		429,600			
	89		387,200	389,300	419,800		429,800			
	90		387,800	389,800	420,200		430,100			
	91		388,400	390,300	420,600		430,400			
	92		389,000	390,800	421,000		430,600			
	93		389,300	391,200	421,300		430,800			
	94		389,800	391,600						
	95		390,300	392,100						
	96		390,800	392,600						
	97	[略]	391,200	393,000						
	98		391,600	393,500						
	99		392,100	394,000						
	100		392,600	394,500						
	101		393,000	394,800						
	102		393,500	395,200						
	103		394,000	395,700						
	104		394,500	396,000						
	105		394,800	396,300						
	106		395,200	396,800						
	107		395,700	397,300						
	108		396,000	397,800						
	109		396,300	398,100						
	110		396,800	398,600						
	111		397,300	399,100						
	112		397,800	399,600						
	113		398,100	399,900						
	114		398,600	400,400						
	115		399,100	400,900						
	116		399,600	401,400						
	117		399,900	401,800						
	118		400,400	402,300						
	119		400,900	402,700						
	120		401,400	403,200						
	121		401,800	403,600						
	122		402,300							
	123		402,700							
	124		403,200							
	125		403,600							
	126									
	～									
	145									
定年前再 任用短時 間勤務職 員										

第10号議案参考資料

府中町職員の給与に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

令和6年8月の人事院勧告に準じ、給料表及び手当の支給割合等を改定するため、条例の一部を改正するもの。

2 改正事項の概要

(1) 扶養手当の改定（第8条）

配偶者及び子に係る扶養手当の額を段階的に改定する。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
配偶者	6,500円	3,000円	廃止
子（1人当たり）	10,000円	11,500円	13,000円

(2) 地域手当の改定（第9条の2）

地域手当の支給割合を段階的に改定する。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
府中町	100分の6	100分の5	100分の4

(3) 管理職員特別勤務手当の改定（第15条の3）

管理職員特別勤務手当の支給の対象となる時間の範囲を拡大する。

現 行	改 正 後
午前0時から午前5時まで	午後10時から午前5時まで

(4) 給料表の改定（別表第1、別表第2）

行政職給料表の3級以上及び消防職給料表の4級以上の初号付近の給料月額の上上げに合わせて、号給を切り替える。

3 施行期日

令和7年4月1日

第 1 1 号 議 案
令和 7 年 3 月 1 0 日 提出

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の
制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定
める。

府中町長 寺尾 光司

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第 1 編 関係条例の一部改正

(府中町職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 府中町職員の給与に関する条例(昭和 3 7 年条例第 3 0 号)の一部を次のように
改正する。

第 1 6 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 1 6 条の 3 第 1 項第 1 号及び同条第 5 項第
1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(府中町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第 2 条 府中町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和 3 9 年条例第
3 1 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(府中町表彰条例の一部改正)

第 3 条 府中町表彰条例(平成 5 年条例第 1 4 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項第 2 号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(府中町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第 4 条 府中町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(令和 4 年条例第 1 2
号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(府中町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第 5 条 府中町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 5 年条例第 1 号)の一部を次
のように改正する。

附則第 3 条第 4 項及び第 5 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第2編 経過措置

第1章 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第6条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

第7条 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

第2章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置

(府中町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第8条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている犯罪につき起訴された者は、第1条の規定による改正後の府中町職員の給与に関する条例第16条の3第1項第1号及び第5項第3号の規定の適用については、拘禁刑が定められている犯罪につき起訴された者とみなす。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

提案理由

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴い、関係条例を整理するもの。

根拠法令

地方自治法

（条例）

第14条第1項 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

（給料、旅費及び諸手当）

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

消防組織法

（消防団員の身分取扱い等）

第23条第1項 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関

しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

(非常勤消防団員に対する退職報償金)

第25条 消防団員で非常勤のものが退職した場合には、市町村は、条例で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給しなければならない。

第1条による改正

府中町職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 後
第1条～第16条 [略]	第1条～第16条 [略]
第16条の2 [略]	第16条の2 [略]
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたもの	(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたもの
(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、 <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたもの	(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、 <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたもの
第16条の3 [略]	第16条の3 [略]
(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について <u>禁錮</u> 以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合	(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について <u>拘禁刑</u> 以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
(2) [略]	(2) [略]
2～4 [略]	2～4 [略]
5 [略]	5 [略]
(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し、 <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられなかった場合	(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し、 <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられなかった場合
(2)・(3) [略]	(2)・(3) [略]
6～8 [略]	6～8 [略]
第17条～第21条 [略]	第17条～第21条 [略]

第2条による改正

府中町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 後
第1条～第5条の2 [略]	第1条～第5条の2 [略]
第6条 [略]	第6条 [略]
(1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者	(1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者
(2)～(5) [略]	(2)～(5) [略]
第7条・第8条 [略]	第7条・第8条 [略]

第3条による改正

府中町表彰条例新旧対照表

現 行	改 正 後
第1条～第7条 [略]	第1条～第7条 [略]
第8条 [略]	第8条 [略]
2 [略]	2 [略]
(1) [略]	(1) [略]
(2) <u>禁こ</u> 以上の刑に処せられた者	(2) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者
第9条～第13条 [略]	第9条～第13条 [略]

第4条による改正

府中町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 後
第1条～第3条 [略]	第1条～第3条 [略]
第4条 [略]	第4条 [略]
(1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者	(1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
(2)・(3) [略]	(2)・(3) [略]
第5条～第12条 [略]	第5条～第12条 [略]

第5条による改正

府中町個人情報の保護に関する法律施行条例新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>本則 [略]</p> <p>附 則</p> <p>第1条・第2条 [略]</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第1項又は第2項に規定する者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第13号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>5 前項に規定する者が、その事務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第11号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>6～8 [略]</p> <p>第4条 [略]</p>	<p>本則 [略]</p> <p>附 則</p> <p>第1条・第2条 [略]</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第1項又は第2項に規定する者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第13号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>5 前項に規定する者が、その事務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第11号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>6～8 [略]</p> <p>第4条 [略]</p>

第 1 1 号議案参考資料

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

1 改正の趣旨

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）の施行に伴い、関係条例を整理するもの。

2 改正事項の概要

刑法の一部改正により、刑の種類から懲役及び禁錮が削除され、拘禁刑が創設されたことに伴い、以下の条例の規定中「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

【第 1 条による改正】府中町職員の給与に関する条例

【第 2 条による改正】府中町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

【第 3 条による改正】府中町表彰条例

【第 4 条による改正】府中町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

【第 5 条による改正】府中町個人情報情報の保護に関する法律施行条例

3 施行期日

令和 7 年 6 月 1 日

4 経過措置

この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によることとし、その他罰則の適用及び人の資格に関する規定の適用に関し、所要の経過措置を設ける。